

議案第44号

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月14日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年12月18日長崎県指令18市町振第754号）の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第1の規定は、令和6年12月2日以後の市町において行う事務について適用し、令和6年12月1日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正 新旧対照表

新	旧																
第1条～第18条 (略) 別表第1 (第4条関係) <table border="1" data-bbox="152 453 1088 1038"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>市町において行う事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被保険者の資格の管理に関する事務</td><td>(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>資格確認書等</u>の引渡し (3) <u>資格確認書等</u>の返還の受付 (4) 上記事務に付随する事務</td></tr> <tr> <td>2 医療給付に関する事務</td><td>(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務</td></tr> <tr> <td>3 保険料の賦課に関する事務</td><td>(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 (略)	区 分	市町において行う事務	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>資格確認書等</u> の引渡し (3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付 (4) 上記事務に付随する事務	2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務	3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務	第1条～第18条 (略) 別表第1 (第4条関係) <table border="1" data-bbox="1182 453 2119 1038"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>市町において行う事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被保険者の資格の管理に関する事務</td><td>(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> (4) 上記事務に付随する事務</td></tr> <tr> <td>2 医療給付に関する事務</td><td>(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務</td></tr> <tr> <td>3 保険料の賦課に関する事務</td><td>(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 (略)	区 分	市町において行う事務	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> (4) 上記事務に付随する事務	2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務	3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務
区 分	市町において行う事務																
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>資格確認書等</u> の引渡し (3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付 (4) 上記事務に付随する事務																
2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務																
3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務																
区 分	市町において行う事務																
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 申請及び届出の受付 (2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> (4) 上記事務に付随する事務																
2 医療給付に関する事務	(1) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (2) 上記事務に付随する事務																
3 保険料の賦課に関する事務	(1) 保険料に関する申請の受付 (2) 上記事務に付随する事務																

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第1の規定は、令和6年12月2日以後の市町において行う事務について適用し、令和6年12月1日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。